

議案第71号

東近江市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

東近江市福祉医療費助成条例（平成17年東近江市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児、心身障害者（児）」を「子ども、障害者（児）」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

イ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第2条第2号中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改め、同号ア中「者で、」の次に「障害の程度が」を加え、「障害の程度が」を削り、同号ウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの

第2条第2号カ中「知的障害」を「、知的障害」に、「ウ」を「エ」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「受け」を「を受けた者で」に、「規則別表の」を「規則別表に定める」に、「4級に該当する者」を「4級に該当するもの」に、「ウ」を「エ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「同法施行令」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 次の(ア)から(ウ)までのうち2以上に該当する者

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が規則別表に定める3級に該当するもの

(イ) 児童相談所又は更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するもの

第2条第5号及び第6号中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に、「第2号ア、イ、ウ又はエ」を「第2号ア、イ、ウ、エ又はオ」に改め、同条第9号中「乳幼児」を「子ども」に、「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に、「第2号オ又はカ」を「第2号カ又はキ」に改め、同条第10号中「乳幼児」を「子ども」に、「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改める。

第2条の2中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に、「前条第2号オ又はカ」を「前条第2号カ又はキ」に改める。

第3条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に、「心身障害者（児）等」を「障害者（児）等」に、「別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）」を「自己負担金」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 子ども（第2条第1号イに規定する者に限る。）に係る医療費については、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

第3条第5項中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に、「第2条第2号オ又はカ」を「第2条第2号カ又はキ」に改める。

第7条第1項中「第3条第2項第1号」を「子ども（第2条第1号イに規定する者に限る。）並びに第3条第2項第2号」に、「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改める。

第8条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第3項中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改め、同条第4項中「第2条第2号オ及びカ」を「第2条第2号カ又はキ」に改める。

別表中「心身障害者（児）」を「子ども（第2条第1号イに規定する者に限る。）、障害者（児）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）
- 2 東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表第1の3の項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同表4の項中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改める。
別表第2の3の項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同表4の項中「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改める。

提案理由

滋賀県の子ども及び障害者に係る福祉医療費助成制度の拡充に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。